

自殺対策タスクフォースの設置について

平成 22 年 9 月 7 日  
自殺総合対策会議決定  
平成 22 年 11 月 24 日  
一 部 改 正  
平成 23 年 2 月 9 日  
一 部 改 正  
平成 23 年 3 月 1 日  
一 部 改 正

1 我が国における年間の自殺者数が、13 年連続で 3 万人を超えている厳しい状況を踏まえ、平成 23 年中の自殺者数を可能な限り減少させるために、必要な緊急対策の機動的な実施等を行うため、自殺総合対策会議に、平成 24 年 3 月 31 日までの間、自殺対策タスクフォース（以下「TF」という。）を設置する。

2 TFの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

共同座長 内閣府特命担当大臣（自殺対策）  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
国家公安委員会委員長  
総務大臣  
厚生労働大臣

構成員 内閣府副大臣（自殺対策）  
内閣府副大臣（消費者及び食品安全）  
内閣府副大臣（金融）  
総務副大臣  
厚生労働副大臣  
経済産業副大臣  
内閣府大臣政務官（自殺対策）  
内閣府大臣政務官（経済財政政策）  
総務大臣政務官  
文部科学大臣政務官  
厚生労働大臣政務官  
警察庁次長

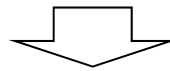
3 TFの事務を行うため、TFに事務局を置く。事務局の構成員は、次のとおりとする。

事務局長	内閣府副大臣（自殺対策）
事務局長代理	内閣府大臣政務官（自殺対策） 内閣府大臣政務官（経済財政政策） 厚生労働大臣政務官
事務局次長	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
事務局員	内閣府自殺対策推進室員

4 内閣府本府参与（自殺対策）（以下、「本府参与」という。）が置かれている場合は、3に掲げる事務局の構成員に加え、本府参与を事務局長代理に充てる。

5 前各項に定めるもののほか、TFの運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府特命担当大臣（自殺対策）が定める。

# 自殺総合対策会議



## 【自殺対策タスクフォース】

座長：内閣府特命担当大臣（自殺対策）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、国家公安委員会委員長、総務大臣、厚生労働大臣

構成員：内閣府副大臣（自殺対策）、内閣府副大臣（消費者及び食品安全）、内閣府副大臣（金融）、総務副大臣、厚生労働副大臣、経済産業副大臣、内閣府大臣政務官（自殺対策）、内閣府大臣政務官（経済財政政策）、総務大臣政務官、文部科学大臣政務官、厚生労働大臣政務官、警察庁次長

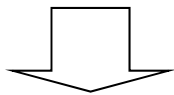
（事務局）

事務局長：内閣府副大臣（自殺対策）

事務局長代理：内閣府大臣政務官（自殺対策）  
内閣府大臣政務官（経済財政政策）  
厚生労働大臣政務官  
内閣府本府参与

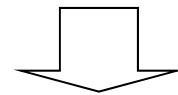
事務局長次長：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

事務局員：内閣府自殺対策推進室員



【推進班（自殺対策推進室）】

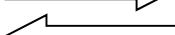
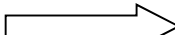
施策の実施



【分析班（経済社会総合研究所）】

分析結果の公表

政策立案に資する分析を依頼



分析結果を提示

関係各府省  
全国の自治体（自殺対策担当／自殺予防情報センター）等